

市税に係る減免措置調査票

		所属名	此花区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 <u>法人市民税</u> ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	認可地縁団体	
	減免内容 (該当条例等)	<u>条例</u> 第45条 第4項 第3号 規則	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 地域コミュニティの中核的組織として、住民間の良好な協力関係を築きながら、地域課題の解決、防犯・防災活動に自主的に取り組み、快適で住みよい地域づくりを目指す。 (2) 支援の必要性(理由) 当該団体は収益事業を行わない非営利型法人であり、運営費は会員からの会費により活動を行っている。 また政策目的である快適で住みよい地域づくり事業を実施するにあたり大阪市からの事業補助はあるものの、どの地域団体も総合すると、総括的な予算としては非常に厳しい状況の下、地域活動を行っているため。	
③ ②で財政支援の必要性があったとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		<u>有</u> 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		当該団体は収益事業を行わない非営利型法人であり、運営費は会員からの会費により活動を行っている。 また政策目的である快適で住みよい地域づくり事業を実施するにあたり大阪市からの事業補助はあるものの、どの地域団体も総合すると、総括的な予算としては非常に厳しい状況の下、地域活動を行っている。 本来の地方自治体の役割でもある地域コミュニティの形成に寄与する当該団体の運営において、大阪市としても、多角的な支援が必要と考えるため。	

《ヒアリングにおける所属の意見等》

認可地縁団体への補助金は事業助成が原則であり、事業を行う団体へは補助されるが、事業を行わない団体には補助されない。運営補助を行うことは、市の方針をみても困難である。

市税に係る減免措置調査票

		所属名	中央区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 <u>法人市民税</u> ・固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	認可地縁団体	
	(該当条例等)	<u>条例</u> 第45条 第4項 第3号 規則	
② 財政支援の必要性		(1)政策目的 地域コミュニティの中核的組織として、住民間の良好な協力関係を築きながら、地域課題の解決、防犯・防災活動に自主的に取り組み、快適で住みよい地域づくりを目指す。 (2)支援の必要性(理由) 当該団体は収益事業を行わない非営利型法人であり、運営費は会員からの会費及び事業補助により活動を行っているが、住みよい地域づくり、コミュニティ活動を実施するにあたり、団体の厳しい予算運営により地域活動を行っているため。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		当該団体は収益事業を行わない非営利型法人であり、運営費は会員からの会費及び事業補助により活動を行っている。 また住みよい地域づくり、コミュニティ活動を実施するにあたり、団体の厳しい予算運営により地域活動を行っている。 地域コミュニティ活動を促進支援する意味からも、多角的な支援が必要と考えるため。	

《ヒアリングにおける所属の意見等》

認可地縁団体を含む地域団体への助成事業については、平成24年度から事業補助に移行しており、市税等団体運営に係る経費は補助対象とならなくなったため。

市税に係る減免措置調査票

		所属名	大正区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 <u>法人市民税</u> ・固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	認可地縁団体	
	減免内容 (該当条例等)	<u>条例</u> 第45条 第4項 第3号 規則	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 地域コミュニティの中核的組織として、住民間の良好な協力関係を築きながら、地域課題の解決、集会施設等の維持管理、防犯・防災活動等に自主的に取り組み、快適で住みよい地域づくりを目指す。 (2) 支援の必要性(理由) 当該団体は収益事業を行わない地域団体であり、運営費は会員からの会費等により活動を行っている。 また政策目的である快適で住みよい地域づくりを実施するにあたり、どの地域団体においても、総括的な予算としては非常に厳しい状況の下、地域活動を行っているため。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		<u>有</u> 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		本来の地方自治体の役割でもある地域コミュニティの形成に寄与する当該団体の運営において、大阪市としても、多角的な支援が必要と考えるため。	

《ヒアリングにおける所属の意見等》

認可地縁団体への補助金は事業助成が原則であり、事業を行う団体へは補助されるが、事業を行わない団体には補助されない。運営補助を行うことは、市の方針をみても困難である。

市税に係る減免措置調査票

		所属名	天王寺区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 <u>法人市民税</u> ・固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	認可地縁団体	
	減免内容 (該当条例等)	<u>条例</u> 第45条 第4項 第3号 規則	
② 財政支援の必要性	(1) 政策目的 大きな公共を担う、自律的な地域運営の仕組みづくりの促進のため (2) 支援の必要性(理由) 認可地縁団体は、地域で集会所を建てる際、団体名義での不動産登記を行えるよう振興町会が、法人格を取得したものである。 大阪市では、新しい市政改革プランのもと、地域のことは地域で決めるという基本に立ち返り、大きな公共を担う新しい地域社会づくりを進める自治の仕組みとして、幅広い地域住民参画のもと、区内各地域において、概ね小学校区を基本とした自律的な地域運営の仕組みとして、地域活動協議会の形成支援を行うこととなっている。 今後概ね2ケ年で、全地域で地域活動協議会を立ち上げ、協議会活動を円滑に進めることが各地域に求められる。 地域活動協議会は、今後、認可地縁団体や特定非営利活動法人(NPO)などの法人格の取得とともに、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの取組もめざすこととしているが、現時点では、十分な自主財源があるわけではなく、地域課題の解決という公益的役割を果たす、地域活動協議会の取組を促進するため、当面の間は、引き続き減免の支援が必要であると考えます。		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	<u>有</u> 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	上記でも既述したように、認可地縁団体は、地域集会所を地域で管理運営するために組織されたものであり、営利を目的とするものではない。減免措置がなくなった場合、認可地縁団体の運営の負担となると考えられることから、支援は必要である。		

《ヒアリングにおける所属の意見等》

補助金は、市の方針から事業補助に対する助成が原則である。認可地縁団体が行う事業に対して助成を行うことは出来るが、組織運営にかかる補助を行うことは、困難なため。

市税に係る減免措置調査票

		所属名	淀川区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・ <u>法人市民税</u> ・固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容 (該当条例等)	認可地縁団体 <u>条例</u> 第45条 第4項 第3号 規則	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 地方自治法第260条の2により認可を受けた地縁団体は、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等の活動を通じて、活力ある地域コミュニティを実現し、良好な地域社会を維持及び形成することを目的としています。 (2) 支援の必要性(理由) 地縁関係に基づいての近隣住民同士による支え合いが弱体化しているなか、「認可地縁団体」は、住民による自律的・継続的な地域活動を実現するために、「認可」地縁団体の承認を受け、安定した地位を確保してあらゆる地域の課題の解決に取り組むべく活動しています。この活動には収益性がなく、公益性からも財政支援は必要といえます。	
③ ②で財政支援の必要性があったとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		<u>有</u> 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		認可地縁団体の活動には収益性がなく、法人市民税が課税されると、資金がないためその活動が続けられなくなる恐れがあります。 また、認可地縁団体には収益がないことから、公益法人等に準ずるものとして、法人税法第4条により法人税は非課税とされており、その趣旨からみて市税による減免措置を設けることは合理的です。 良好な地域社会を維持及び形成することは行政の責務であるにもかかわらず、法人市民税を課税することは政策目的の達成を著しく阻害することから、認可地縁団体に対する法人市民税の減免は必要と考えます。	

《ヒアリングにおける所属の意見等》

認可地縁団体への補助金は事業助成が原則であり、事業を行う団体へは補助されるが、事業を行わない団体には補助されない。運営補助を行うことは、市の方針をみても困難である。

市税に係る減免措置調査票

		所属名	東淀川区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 <u>法人市民税</u> ・固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	認可地縁団体	
	(該当条例等)	<u>条例</u> 第45条 第4項 第3号 規則	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 地方自治法第260条の2に基づき、認可(本市の場合は各区長が認可)を受けた法人である地縁団体(基本的に振興町会)を支援することにより、地域コミュニティの醸成に資する。 (2) 支援の必要性(理由) 認可地縁団体は、通常地縁による任意の団体である町会が総有の集会所等不動産などの資産を法人名義で所有(登記)することを目的に申請されるものである。 したがって、法人化後もその地域での活動は認可前と変わらず、本市行政との連携協働と補完的役割を果たす公益的・公共的な法人であり、税の負担を求めることは馴染まない。	
③ ②で財政支援の必要性があったとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		<u>有</u> 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		本市行政との連携協働と補完的役割を果たす公益的・公共的な法人であり、徴税目的に合致しない課税対象と考える。 また税の免除という形での支援をやめる場合、少なくとも当該の税を支払える額以上の給付を行う仕組みを作らなければ、経費の不足から本来行うべき町会活動が低下し、本市の政策目標を達成できないと考えるが、給付に係る本市の事務的なコストを考えれば、税の免除によるほうが合理的であると考えられる。	

《ヒアリングにおける所属の意見等》

現在、本市では補助金のあり方を見直し、団体等への運営に対する補助は行わず、事業に対する補助とすることを原則としている。通常、認可地縁団体としての事業というべきものが行われることはないので、補助金による財政支援は基本的に想定されない。

市税に係る減免措置調査票

		所属名	旭区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 <u>法人市民税</u> ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	認可地縁団体	
	減免内容 (該当条例等)	<u>条例</u> 第45条 第4項 第3号 規則	
② 財政支援の必要性	(1) 政策目的 地域住民のコミュニティ活動の拠点として、住民相互の交流と連帯感高揚の趣旨をもって地域振興に資することを目的とする。 (2) 支援の必要性(理由) 核家族化による児童虐待問題や独居老人の孤独死などの行政課題を解決するためにも、地域コミュニティそのものが地域におけるセーフティネットとしての役割をはたしている。そのセーフティネットを維持・構築する取り組みは本市が担うべき重要な課題であり、住みよいまちづくりに向けた活動を引き続き、地域が自主的に実施するための地域住民のコミュニティ活動の拠点		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	有 ・ 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	条例及び規則にあるとおりの趣旨で、本来の用に供していれば、財政支援として減免措置する方法が最も適していると考ええる。但し、使用状況の確認はその都度必要である。		

《ヒアリングにおける所属の意見等》

認可地縁団体への補助金は事業助成が原則であり、事業を行う団体へは補助されるが、事業を行わない団体には補助されない。運営補助を行うことは、市の方針をみても困難である。

市税に係る減免措置調査票

		所属名	平野区
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・ <u>法人市民税</u> ・固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容	認可地縁団体	
	(該当条例等)	<u>条例</u> 第45条 第4項 第3号 規則	
② 財政支援の必要性		(1)政策目的 法人化により、地域共有財産の管理における不都合を解消すること(地方自治法第260条の2) (2)支援の必要性(理由) 認可地縁団体となるためには、地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的としていることを要し、営利法人と同様の担税力を有するとは考えられないため。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		法人市民税には法人税割のほかに均等割が存在する。均等割の課税回避のため、法人化をあきらめるというのでは、上記政策目的の達成を阻害するおそれがあるため。	

《ヒアリングにおける所属の意見等》

認可地縁団体への補助金は事業助成が原則であり、事業を行う団体へは補助されるが、事業を行わない団体には補助されない。運営補助を行うことは、市の方針をみても困難である。